

果樹共済重要事項説明書

この「説明書」は、果樹共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をよくご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

また、引受（加入）方式については、すべての農業共済組合又は農業共済事務組合（以下「組合等」という。）が全方式を実施しているものではありません。詳細につきましては、組合等の共済規程又は条例（以下「共済規程等」という。）をご参照いただくか、加入先の組合等へお問い合わせください。

ア「契約概要」の項目

（ア）共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営されています。行政庁の指導・監督のもと、組合等、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、国の三段階により、各々が責任の一部を負担して危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

加入申込と共済関係の成立について

（１） 果樹共済の共済関係は、果実の収穫を目的とする果樹に係る栽培の業務が組合等の条例で定めた、共済目的の種類等毎の栽培面積の合計が5アール以上（特定危険方式においては栽培面積の合計が20アール以上で栽培経験年数が5年以上）の場合は、収穫共済に付することを申し込み、これを組合等が承諾することにより、共済関係は成立します。

（２） 果樹共済加入申込書の提出

共済関係が成立する者は、必要事項を記載した果樹共済加入申込書を6月30日から7月15日まで（特定危険方式においては3月1日から3月15日まで）に組合等に提出するよう共済規程等で定められています。

（３） 園地に係る果樹が以下の事項に該当する場合は、引受対象から除外させていただきます。

- ① 収穫共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当な確実さを持って見通されること。
- ② 標準収穫量、基準生産金額の正確な決定が困難であること。
- ③ 減収金額若しくは生産金額減少額の正確な決定が困難であること。
- ④ 通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。

（イ）補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

加入方式と内容について

（１） 減収総合一般方式

- ・半相殺方式は、共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量の合計が、その加入者の基準収穫量（その加入者の園地ごとの基準収穫量の合計）の30%を超えるときに 共

済金を支払う方式

- ・樹園地単位方式は、共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量が、その園地の基準収穫量の40%を超えるときに共済金を支払う方式
- (2) 特定危険方式（減収暴風雨方式、減収暴風雨・ひょう害、凍霜害方式）
- ・半相殺方式は、特定の災害のみを共済事故の対象とし、共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量の合計が、その加入者の基準収穫量（その加入者の園地ごとの基準収穫量の合計）の20%を超えるときに共済金を支払う方式
 - ・樹園地単位方式は、共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量が、その園地の基準収穫量の30%を超えるときに共済金を支払う方式

共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりとなっています。

- (1) 風水害、干害、ひょう害、寒害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収
- (2) 特定危険方式の暴風雨方式については、最大風速13.9m/s又は最大瞬間風速20.0m/s以上を対象とします。
- (3) 特定危険方式の減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式については、最大風速13.9m/s以上又は最大瞬間風速20.0m/s以上の暴風雨による果実の減収、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収のみを対象とします。

支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 加入者又はその法定代理人の悪意・重大な過失・法令違反による損害
- (3) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

共済金の支払いについて

- (1) 損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

① 減収総合一般方式

共済目的の種類等毎に、共済事故による損害割合が30%（樹園地単位方式は40%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払割合を乗じて算出されます。

② 特定危険方式

共済目的の種類等毎に、特定の共済事故による損害割合が20%（樹園地単位方式は30%）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払割合を乗じて算出されます。

- (2) 組合等は、行政庁の指導のもと事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

共済金が支払えない場合について

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- (2) 損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 損害発生のお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって事実と反するお知らせをしたとき。
- (4) 果樹共済への申し込みの際、加入申込書に記載する事項について、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実なお知らせをしたとき。
- (5) 果樹共済加入申込書の提出後、変更お知らせにあたり、悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。
- (6) 正当な理由がないのに、分納第2回目の共済掛金払込みを遅延したときは、共済金の全額をお支払いできません。
- (7) 植物防疫法の規定に違反した場合の損害

(ウ) 共済責任期間

共済責任期間について

花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫するに至るまでの期間です。

特定危険方式については、発芽期から果実の収穫するに至るまでの期間です。

(エ) 引受条件（共済金額等）

標準収穫量について

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、標準収量表をもとに10アール当たり標準収穫量を算定します。

共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- (1) 減収総合一般方式の場合：共済目的の種類等毎の園地ごとに、単位当たり共済金額×園地ごとの標準収穫量の合計の70%（樹園地単位方式は60%）又は選択された補償割合
- (2) 特定危険方式の場合：共済目的の種類等毎の園地ごとに、単位当たり共済金額×園地ごとの標準収穫量の合計の80%（樹園地単位方式は70%）又は選択された補償割合

果樹共済による種類の選択について

- (1) 果樹共済による種類（加入方式）は、条例で定めるうち各々1つを選択できます。
- (2) 特定危険方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。

(オ) 共済掛金に関する事項

共済掛金について

- (1) 標準となる共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の金額被害率を基礎に3年ごとに改定します。
- (2) 平成30年産より、全ての共済目的について、危険段階別の掛金率が農家ごとに適用されます。
※ 危険段階別の掛金率とは、毎年農家ごとに過去の金額被害率に応じて段階を設け、金額被害率の高低により差のある掛金率を適用するものです。
- (3) 掛金は次のように算定します。

農家負担共済掛金＝共済金額×危険段階別の掛金率－国庫負担掛金

(4) 国庫負担割合は、掛金の1/2となっています。

(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込方法・払込期日）

加入者負担掛金の払い込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した掛金払込通知書をもって払い込みます。また払い込むべき金額には賦課金（事務費）を含んでいます。

(キ) 無事戻しに関する事項（条件・方法・決定）

無事戻しについて

毎事業年度、議会の議決により、前3年度間に受取った共済金と前2年度間に受取った無事戻金の合計額が、前3年度間の加入者負担掛金の4分の1を下回る加入者に対しては、無事戻金を交付します。なお、組合等又は連合会の財務状況によっては、お支払いする無事戻金の金額が削減される場合があります。

(ク) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

告知義務違反による解除について

加入の申込みにあたっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合等が求めたものに事実の告知が必要です。告知を怠り不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。なお、解約返戻金はありません。

重大事由による解除について

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

なお、解約返戻金はありません。

- (1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- (3) 組合等の加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき
- (4) 加入者が正当な理由がないのに共済掛金（分割納付の場合は第1回目の共済掛金）の払込みを遅滞したときは、当該共済関係を解除するものとします。

解除の効力について

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を組合等がてん補する責任は負いません。

イ「注意喚起情報」の項目

(ア) 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意若しくは重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

加入者の義務について

(1) 果樹共済加入申込書の提出後の変更通知

果樹共済加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたときは、速やかに組合等までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお

支払いできないことがあります。

(2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合等に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

(3) 損害防止の義務

果樹栽培において通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合等からお願いする場合がありますのでご留意願います。

(イ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合等の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

(ウ) その他

個人情報の取扱いについて

果樹共済加入申込書等により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、事務組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合等は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため、連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人データに第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合等へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合等には責任が及ばないこととします。